

生活困窮者の自立支援とコミュニティソーシャルワーク

2015年4月より生活困窮者自立支援制度が開始された。この制度は、自立相談事業や住宅確保給付金などの事業を実施することで、生活困窮者の自立を目的に行われる。先に制定された生活困窮者自立支援法では、生活困窮者を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなおそのある者」と定義している。このことから、生活困窮者とは経済的困窮が中心で、個人的な問題に帰するとみなし、地域社会で取り組むことが不可能とする見解も見られる。しかし、支援の現場からは、彼らの多くは複数の生活課題を抱え、かつ社会的孤立状態にあることが指摘されている。生活困窮者の自立支援に向けて、コミュニティソーシャルワークは何かできるか、何をすべきかについて、様々な実践の立場から討論する。

以下、論点を4つあげる。①「生活困窮者」とは誰か（対象を巡って）、②生活困窮者の自立支援は誰が担い、どのように支援をするのか（主体と方法を巡って）、③生活困窮者の自立支援が地域の中で課題として認識されているのか（～地域支援を巡って）、④生活困窮者を生み出さない社会への展望をどのように図るか（今後を巡って）。

■コーディネーター 山本 美香 氏（東洋大学）
熊田 博喜 氏（武蔵野大学）

■発題者：朝比奈ミカ 氏（中核地域生活支援センターがじゅまる センター長）
東京都社協にて高齢者の就労相談、福祉全般にわたる企画広報等に携わった後に社会福祉法人一路会に就職し、平成16年から現職。千葉県単独の総合相談事業の実践から、生活困窮者自立相談支援事業の基盤づくりにも関わる。

■発題者：大山 典宏 氏（社会福祉士）
埼玉県庁入職後、生活保護や児童相談所の業務に携わり、県社会福祉課では教育・就労・住宅の三分野から生活保護受給者の自立を総合的に支援する事業（愛称：アサポート）を立ち上げる。主な著書に『隠された貧困』扶桑社等がある。

■発題者：品川 卓正 氏（社会福祉法人村山苑 理事長）
救護施設に約40年勤務後、平成22年に4代目の理事長に就任。平成25年に「むらやまえん生活相談所」を開設し、地域の様々な困りごとの相談支援に取り組んでいる。

■発題者：三浦 辰也 氏（NPO法人イクルジョンセンター 東京オレンヂ 副理事長）
行政や社会福祉法人、NPO法人等と協働し、アパート入居時の緊急連絡先の提供業務や定期訪問、パソコン講座等の就労支援、生活保護施設からアパート入居時の住宅相談、高齢者世帯の見守りなど様々な支援活動を展開している。